

役員等の報酬等並びに費用に関する規程

平成24年4月1日 施行

平成26年5月26日 一部変更

令和元年6月1日 一部変更

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 日本教育科学研究所（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第28条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、役員（理事及び監事をいう。）及び評議員をいう。
- (2) 常勤役員とは、週3日以上職務を執行する者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費（宿泊費含む）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員等の年間報酬総額は、別表に定める金額の範囲内とし、理事長は、理事会の承認を得て、常勤役員には「常勤役員月額俸給表」に従い、非常勤役員には「会議出席報酬」「監事年間報酬」に従い、その総額の範囲内で各々の役員等に配分するものとする。

- 2 評議員には、評議員会に出席の都度、「会議出席報酬」を支給するものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 報酬等は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月の一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。ただし、通貨をもって本人に支給することもできる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用を支払うことができるものとする。

(費用の支給方法)

第8条 費用は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、この法人が公益財団法人への移行の認定を受け、移行の登記をした日から施行する。

別表 役員等の年間報酬総額 15,000,000円

評議員： 「会議出席報酬」 1回につき 10,000円（源泉所得税等控除後）

常勤役員：「常勤役員月額俸給表」

号	月額（円）
1	100,000
2	125,000
3	150,000
4	175,000
5	200,000
6	225,000
7	250,000
8	275,000
9	300,000

号	月額（円）
10	325,000
11	350,000
12	375,000
13	400,000
14	425,000
15	450,000
16	475,000
17	500,000

非常勤役員：

「会議出席報酬」 1回につき 10,000円（源泉所得税等控除後）

「監事年間報酬」 年度末に各監事に1回 100,000円

以上